年 月 日

様

公益財団法人みらい芸術・文化基金 理 事 長 山 田 雅 裕

助成金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のありました事業については、助成金額を下記のとおり確定 いたしましたので、ご通知いたします。

記

- 1. 助成の対象事業
- 2. 助成金交付確定額

以上

(注)

- ①助成金は、あらかじめご提出いただきました、「助成金振込先通知書」にご記載の振込先に、 まもなく入金いたします。
- ②公益財団法人みらい芸術・文化基金助成金交付要綱 (抜粋) (助成金の交付決定の取消し)
 - 第 16 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の取消し、 または既に交付した助成金の全部もしくは、一部の返還を命じることができる。
 - (1)この要綱に違反したとき
 - (2)助成金の交付決定の内容およびこれに付された条件に違反したとき
 - (3)偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、または助成金交付を受けたとき

(関係書類の保管等)

第 17 条 助成金の交付を受けた者は、助成事業に関する経費の収支を明らかにした書類、 帳簿等を整備し、助成対象事業の終了した日の属する年度の翌年から5年間これを 保管しなければならない。